

高知県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第14条（略）</p> <p><u>（県内発注）</u> <u>第15条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>（情報の開示） 第16条（略）</p> <p>（委任） 第17条（略）</p> <p>附則 1 この要綱は、令和5年9月29日から施行する。 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第7条第4号及び第5号、第10条第4項、第12条、第13条並びに第16条の規定は同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第16条（略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>（情報の開示） 第15条（略）</p> <p>（委任） 第16条（略）</p> <p>附則 1 この要綱は、令和5年9月29日から施行する。 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第7条第4号及び第5号、第10条第4項、第12条、第13条並びに第15条の規定は同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>（追加）</u></p>

改正後

改正前

別表（第3条、第8条関係）

区分	経費の区分	事業実施主体	交付率	交付上限等	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 高知県みどりの食料システム戦略推進交付金（推進事業）	1 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 ア～ウ 省略	省略	定額※ ※ <u>機械の購入及びリースに係る経費については2分の1以内</u>	省略	省略	<u>(削除)</u> <u>1 事業実施主体の変更</u> <u>2 事業費の30パーセントを超える増又は交付金の増</u> <u>3 事業費又は交付金の30パーセントを超える減</u> <u>(削除)</u>
	2 有機転換推進事業 ア～イ 省略	省略	省略	省略	省略	
2 高知県みどりの食料システム戦略推進交付金（科学技術振興事業）	1 グリーンな栽培体系加速化事業 国要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア グリーンな栽培体系の検討 イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入 ウ 消費者理解の醸成	・協議会 ・市町村 ・農業協同組合	ア 定額	ア 1 地区当たり年間 3,000 千円※	経費の欄に掲げるア及びウとイの経費の相互間における30パーセントを超える増減	<u>(削除)</u> <u>1 事業実施主体の変更</u> <u>2 事業費の30パーセントを超える増又は交付金の増</u> <u>3 事業費又は交付金の30パーセントを超える減</u> <u>(削除)</u>
			イ 2分の1以内	※有機農業の取組面積の拡大に <u>資する技術の検討又は、化学農薬の低減・化学肥料の低減・温室効果ガスの削減のいずれかに資する技術と気候変動適応技術を合わせて検討する場合は、</u>		
			ウ 定額			

別表（第3条、第8条関係）

区分	経費の区分	事業実施主体	交付率	交付上限等	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 高知県みどりの食料システム戦略推進交付金（推進事業）	1 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 ア～ウ 省略	省略	定額※ ※ <u>機械リースについては2分の1以内</u>	省略	省略	<u>1 事業の新設又は中止もしくは廃止</u> <u>2 事業実施主体の変更</u> <u>3 事業費の30パーセントを超える増又は交付金の増</u> <u>4 事業費又は交付金の30パーセントを超える減</u> <u>5 成果目標の変更</u>
	2 有機転換推進事業 ア～イ 省略	省略	省略	省略	省略	
2 高知県みどりの食料システム戦略推進交付金（科学技術振興事業）	1 グリーンな栽培体系加速化事業 国要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア グリーンな栽培体系の検討 イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入 ウ 消費者理解の醸成	・協議会 ・市町村 ・農業協同組合	ア 定額	ア 1 地区当たり年間 3,000 千円※	経費の欄に掲げるア及びウとイの経費の相互間における30パーセントを超える増減	<u>1 事業の新設又は中止もしくは廃止</u> <u>2 事業実施主体の変更</u> <u>3 事業費の30パーセントを超える増又は交付金の増</u> <u>4 事業費又は交付金の30パーセントを超える減</u>
			イ 2分の1以内	※有機農業の取組面積の拡大に <u>向けた栽培体系を検討する場合又は、環境負荷低減の取組のうち複数の取組を検討する場合は1地区当たり年間3,600千円</u>		
			ウ 定額			

			1 地区当たり 年間 3,600 千円 イ 10,000 千円 ウ 1 地区当たり 300 千円 <u>アとウの取組 を合わせて実 施する場合、 交付上限額は アとウの合計 でアの上限額 と同額とする</u>					イ 10,000 千円 ウ 1 地区当たり 300 千円 <u>(追加)</u>		<u>5 成果目 標の変更</u>
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--------------------------------

(注) 高知県みどりの食料システム戦略推進交付金の交付の対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

(注) 高知県みどりの食料システム戦略推進交付金の交付の対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

改正後	改正前
<p>別記第1号様式（第4条関係）</p> <p>様式A I～IV 省略</p> <p>V 添付書類 (1)～(3) 省略 (4) 事業実施主体が県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がないことを証明する証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）、税外未収金の滞納が無いことの証明書（別添）を提出してください。 ただし、市町村が補助事業者の場合は、市町村が事業実施主体から提出された納税証明書又は申立書を確認することとし、提出の必要はありません。</p> <p>※1 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要綱」における第4号様式 ※2 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証 <u>（削除）</u> の写し等 補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証 <u>（削除）</u> の写し等 (注) マイナンバーカードは表面のみをコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする） <u>（削除）</u>。</p> <p>様式B I～IV 省略</p> <p>V 添付書類 (1)～(3) 省略 (4) 事業実施主体が県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がないことを証明する証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）、税外未収金の滞納が無いことの証明書（別添）を提出してください。 ただし、市町村が補助事業者の場合は、市町村が事業実施主体から提出された納税証明書又は申立書を確認することとし、提出の必要はありません。</p> <p>※1 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要綱」における第4号様式 ※2 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証 <u>（削除）</u> の写し等 補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証 <u>（削除）</u> の写し等 (注) マイナンバーカードは表面のみをコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする） <u>（削除）</u>。</p>	<p>別記第1号様式（第4条関係） 省略</p> <p>様式A I～IV 省略</p> <p>V 添付書類 (1)～(3) 省略 (4) 事業実施主体が県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がないことを証明する証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）、税外未収金の滞納が無いことの証明書（別添）を提出してください。 ただし、市町村が補助事業者の場合は、市町村が事業実施主体から提出された納税証明書又は申立書を確認することとし、提出の必要はありません。</p> <p>※1 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要綱」における第4号様式 ※2 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、<u>健康保険証</u>の写し等 補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、<u>健康保険証</u>の写し等 (注) マイナンバーカードは表面のみをコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする）、<u>健康保険証</u>の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。</p> <p>様式B I～IV 省略</p> <p>V 添付書類 (1)～(3) 省略 (4) 事業実施主体が県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がないことを証明する証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）、税外未収金の滞納が無いことの証明書（別添）を提出してください。 ただし、市町村が補助事業者の場合は、市町村が事業実施主体から提出された納税証明書又は申立書を確認することとし、提出の必要はありません。</p> <p>※1 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要綱」における第4号様式 ※2 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、<u>健康保険証</u>の写し等 補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、<u>健康保険証</u>の写し等 (注) マイナンバーカードは表面のみをコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする）、<u>健康保険証</u>の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。</p>

第2号様式（第6条関係） 省略

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 ○○ ○○
又は
団体所在地
団体名 代表者 ○○ ○○

令和○○年度高知県みどりの食料システム戦略推進交付金遅延届出書

令和○○年○○月○○日付け高知県指令○○高知環農第○○号で交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、高知県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱第7条第3号の規定に基づき届け出ます。
（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注1））

記

- 1 交付金事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 交付金事業の遂行状況

経費の区分	総事業費	交付対象 経費	事業の遂行状況				備 考
			○年○月○日まで に完了したもの		○年○月○日以降 に実施するもの		
			事業費	出来高 比率	事業費	事業完 了予定 年月日	
	円	円	%	円			

(注) 省略

第2号様式（第6条関係） 省略

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 ○○ ○○
又は
団体所在地
団体名 代表者 ○○ ○○

令和○○年度高知県みどりの食料システム戦略推進交付金遅延届出書

令和○○年○○月○○日付け高知県指令○○高知環農第○○号で交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、高知県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱第7条第3号の規定に基づき届け出ます。
（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注1））

記

- 1 交付金事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 交付金事業の遂行状況

経費の区分	(追加)	交付対象 経費	事業の遂行状況				備 考
			○年○月○日まで に完了したもの		○年○月○日以降 に実施するもの		
			事業費	出来高 比率	事業費	事業完 了予定 年月日	
	円	円	%	円			

(注) 省略

第4号様式（第7条関係） 省略

第5号様式（第8条関係） 省略

第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 ○○ ○○
又は
団体所在地
団体名 代表者 ○○ ○○

令和○○年度高知県みどりの食料システム戦略推進交付金
事業遂行状況報告書

令和○○年○○月○○日付け高知県指令○○高知環農第○○号で交付決定通知のあった事業について、高知県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

経費の区分	総事業費	交付対象 経費	事業の遂行状況				備考
			○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円			

(注) 省略

第7号様式（第10条関係） ～ 第12号様式（第13条関係） 省略

第4号様式（第7条関係） 省略

第5号様式（第8条関係） 省略

第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 ○○ ○○
又は
団体所在地
団体名 代表者 ○○ ○○

令和○○年度高知県みどりの食料システム戦略推進交付金
事業遂行状況報告書

令和○○年○○月○○日付け高知県指令○○高知環農第○○号で交付決定通知のあった事業について、高知県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

経費の区分	(追加)	交付対象 経費	事業の遂行状況				備考
			○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円			

(注) 省略

第7号様式（第10条関係） ～ 第12号様式（第13条関係） 省略